

周南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例制定について

周南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように定める。

平成28年12月6日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 委員会の委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、32人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月24日から施行する。

(周南市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定に関する条例の廃止)

2 周南市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区設定に関する条例（平成17年周南市条例第15号）は、廃止する。

(周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

- 3 周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

周南市農業委員会委員	会長の職にある委員	月額	46,000円
	会長職務代理者に選任された委員	月額	37,000円
	委員	月額	31,000円

」

を

「

周南市農業委員会	会長の職にある委員	月額	46,000円
	会長職務代理者に選任された委員	月額	37,000円
	委員	月額	31,000円
	農地利用最適化推進委員	月額	31,000円

」

に改める。

(参 考)

周南市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別 表 第 1 （ 第 2 条 関 係 ）				別 表 第 1 （ 第 2 条 関 係 ）			
職 名		区 分	支 給 額	職 名		区 分	支 給 額
(略)				(略)			
<u>周南市農業委員会委員</u>	会長の職にある委員	月額	46,000円	<u>周南市農業委員会</u>	会長の職にある委員	月額	46,000円
	会長職務代理者に選任された委員	月額	37,000円		会長職務代理者に選任された委員	月額	37,000円
	委員	月額	31,000円		委員	月額	31,000円
(略)					<u>農地利用最適化推進委員</u>	月額	<u>31,000円</u>
(略)				(略)			